

無実の仲間たちを犯罪者と決めつけた最高裁不当決定弾劾！！

えん罪 J R 浦和電車区事件上告棄却を許さない抗議声明

えん罪浦和電車区事件で、2月6日最高裁判所第三小法廷（岡部喜代子裁判長）は、7名の仲間に対して上告の棄却を決定した。第一審、第二審の不当判決に続き、真実に向き合うことなく下した最高裁とその決定を、私たちは満腔の怒りをもって弾劾する！！

労働組合として団結と一体感をつくるための当然の討論・集会を「共謀」と決めつけ、組合員同士の対話を「強要罪」とでっち上げた検察ストーリーを、そのまま受けての不当判決を、まったくその真実を見抜くことなく無実の仲間たちを犯罪者と断定した最高裁の判断は、労働者の団結権を保証した憲法大28条の精神を踏みにじる違法な権力行使である。

この事件が、J R 東労組破壊と平和を希求する闘いの破壊を狙った大弾圧・権力犯罪であることは明らかである。取調べの中で公安警察みずからが「被害届けが出される前から捜査を開始していた」「内部から破壊できないから外から壊す」「労働組合が平和運動など生意気だ」などと暴露しているではないか！！

2002年11月1日の突然の逮捕、344日間にもわたる長期勾留、2007年7月17日の東京地裁の有罪判決、8月30日にはJ R 東日本会社による懲戒解雇処分、2009年6月5日東京高裁の控訴棄却。これまでも、すべてが不当極まりないものだった。それでも7名の仲間たち・美世志会は、権力に屈することなく闘ってきた。J R 東労組をはじめJ R 総連の仲間たちが、また全国の有志・支援者も7名の早期職場復帰と完全無罪をかちとるため、傍聴券獲得、賛同人拡大、公正・公平な判決を求める署名活動、キャラバン街宣行動、最高裁要請行動など組織の絆を強固にしつつ展開し、組織強化をも実現し多くの仲間の拡がりを創造してきた。いかなる判決・決定が下されようとも、美世志は無実である。9年3ヶ月間の闘いの歴史がその証左である！！

私たちは、いかなるえん罪にも戦争にも反対する！平和・人権・民主主義を尊重し、社会の主役である労働者が当たり前の活動を展開でき、社会からえん罪が無くなるまで、闘い続ける。さらに連帯を拡げ堂々と闘いを推進していく。美世志会と共に、J R 総連の仲間と共に、全ての闘う仲間と共に、最高裁不当決定とあらゆる組織破壊攻撃を許さず奮闘するものである。

2012年 2月 8日
J R 東海労働組合
静岡地方本部